

日 薬 業 発 第 6 0 号
平成 2 8 年 4 月 2 8 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌 平

「認知症地域医療支援事業の実施について」の一部改正について
(新オレンジプランに基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業」)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新たな認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業」が、平成 28 年度から各都道府県により実施されることにつきましては、平成 27 年 12 月 9 日付け事務連絡にてご案内したところですが、このほど厚生労働省老健局長より、都道府県知事及び指定都市市長宛てに実施要綱が通知されたのでお知らせいたします（下記 1）。

同事業は、平成 28 年度から地域医療介護総合確保基金を用いて行われ（参考資料参照）、認知症薬やその服薬管理に精通した薬剤師や認知症サポート医等の協力の下、研修受講者の募集にあたっては都道府県薬剤師会や関係団体等の協力を得て実施するものとされています。

同事業の標準的カリキュラムは、基礎的な認知症対応力を身につける内容となっています。また、さらに本会としては、地域の実情や受講者のニーズに応じて、実践的な対応力を身につけるための研修を企画・実施していくことの必要であると考えております（下記 2）。

つきましては、都道府県による同事業にご協力賜るとともに研修会の実施にあたっては、例えば都道府県研修との同時開催などを含めてご検討いただくなど、都道府県・指定都市と連携の下、積極的なご対応をお願いいたします。

記

1. 「認知症地域医療支援事業の実施について」の一部改正について（平成 28 年 3 月 31 日付け・老発 0331 第 7 号）〈抜粋〉
2. 「本会におけるこれからの認知症研修に関する考え方」（平成 28 年 4 月・日本薬剤師会地域医療・保健委員会）

参考資料 認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>認知症施策>認知症施策>認知症関係予算)

以 上



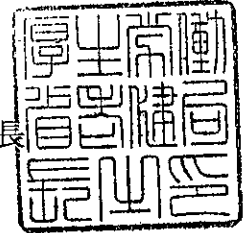
抜粋



老発0331第7号
平成28年3月31日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



「認知症地域医療支援事業の実施について」の一部改正について

「認知症地域医療支援事業の実施について」（平成27年4月15日老発0415第6号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

(改正後全文)

老発0415第6号
平成27年4月15日
一部改正
老発0331第7号
平成28年3月31日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症地域医療支援事業の実施について

今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

第5 薬剤師認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた薬学的管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開設を含む）する薬剤師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記4）に基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

- ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式5により修了証書を交付する。
- イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県薬剤師会、その他関係団体と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

- ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症薬やその服薬管理に精通した薬剤師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。
- イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県薬剤師会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記4) 標準的なカリキュラム

		研 修 内 容
I 基本知識 (30分)	ねらい	認知症の人を知り、薬局・薬剤師の役割を理解する
	到達目標	1 認知症施策を理解する 2 認知症の概要を理解する 3 薬剤師の役割について理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の現状 ・薬局・薬剤師の役割 ・認知症の原因疾患の特徴と症例、軽度認知障害の理解 ・観察のポイント（アセスメント）
II 対応力 ①薬学的管理 ②気づき・連携 (90分)	ねらい ①	(1) 薬学的管理 医薬品の認知機能への影響や認知症の薬物治療について理解する
	到達目標	1 薬物によってもたらされた出来事を理解する 2 認知症の薬物治療を理解する 3 行動・心理症状および用いられる医薬品を理解する 4 認知症の人への対応を理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に使われる薬（効能・効果・副作用・作用機序） ・認知症治療薬の使用上の注意点 ・薬物以外の療法とケア ・服薬の継続管理のポイント ・認知症の人・家族への支援
	ねらい ②	(2) 関係機関との連携 認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医や関係機関等と連携して対応できる力を習得する
	到達目標	1 認知症の初期症状や日常生活上の行動の変化を説明することができる 2 認知症の疑いのある人を発見した場合の連携について説明することができる
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期対応や多職種連携の必要性と対応 ・カンファレンス等での薬局・薬剤師の役割

		・徴候からの気づき、服薬状況からの気づき、医師へのフィードバック
Ⅲ 制度等 (90分)	ねらい	認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する
	到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ薬剤師の役割について理解する 2 介護保険制度のサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 成年後見制度・高齢者虐待防止法等の権利擁護に関する制度の概要を説明することができる
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム、介護保険制度 ・医師やケアマネジャーが薬局・薬剤師に望むこと ・認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の仕組み ・若年性認知症の現状と支援の制度 ・成年後見制度、高齢者虐待の現状

(様式5)

第 号
修 了 証 書 氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める薬剤師認知症対応力向上研修を 修了したことを証します
平成 年 月 日
実施主体の長 ○ ○ ○ ○

本資料は、平成27年度地域医療・地域保健担当者全国会議（H28.2.18）の配布資料を改めて整理化したものです。

これからの認知症研修

平成28年4月
日本薬剤師会
地域医療・保健委員会

薬剤師における認知症研修の現状

研修の取り組み状況は地域や個人により様々

(例)

- ・認知症サポーター研修
- ・都道府県薬剤師会による研修
- ・認知症薬メーカー等が開催する研修
- ・多様な研修プロバイダが提供する認知症研修
- ・地域の医療・介護関係者等の合同研修 など

目的・学習内容・
到達目標も様々

都道府県薬剤師会において実施されていた認知症研修の例

北海道	薬剤師会	在宅医療における病態と疾患名からわかること ～認知症・疼痛緩和を中心に～
秋田県	薬剤師会	認知症講演会と認知症スクリーニング研修会
静岡県	薬剤師会	在宅医療に関する中級研修会
静岡県	薬剤師会	超高齢社会に対応する薬剤師のための研修会
兵庫県	薬剤師会	認知症の診断と治療 ～薬剤師に期待すること～
広島県	薬剤師会	広島県在宅支援薬剤師養成研修会
香川県	薬剤師会	精神科専門薬剤師養成セミナー
愛媛県	薬剤師会	愛媛県認知症地域連携パス検討・作成委員会
高知県	薬剤師会	認知症対策に関する研修会
高知県	薬剤師会	レビー小体型認知症勉強会
熊本県	薬剤師会	人吉球磨薬剤師会学術研修会
熊本県	薬剤師会	熊本県認知症疾患医療連携協議会
沖縄県	薬剤師会	脳機能からみたレビー小体型認知症

新オレンジプラン

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要

資料1

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加 2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) ⇒ (新) 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

七
つ
の
柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

1

4

Ⅱ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

【基本的考え方】

- ・ 容態の変化に応じて**医療・介護等が有機的に連携し、適時・適切に切れ目なく提供**
提供 発症予防 → 発症初期 → 急性増悪時 → 中期 → 人生の最終段階
- ・ **早期診断・早期対応を軸とし、妄想・うつ・徘徊等の行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等が見られても、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み**

① 本人主体の医療・介護等の徹底

② 発症予防の推進

③ 早期診断・早期対応のための体制整備

- ・ かかりつけ医の認知症対応力向上、認知症サポート医の養成等
- 新**・ 歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上
- ・ 認知症疾患医療センター等の整備
- ・ 認知症初期集中支援チームの設置

【かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数(累計)】(目標引上げ)

現行プラン: 2017(平成29)年度末 50,000人 ⇒ 新プラン: 60,000人

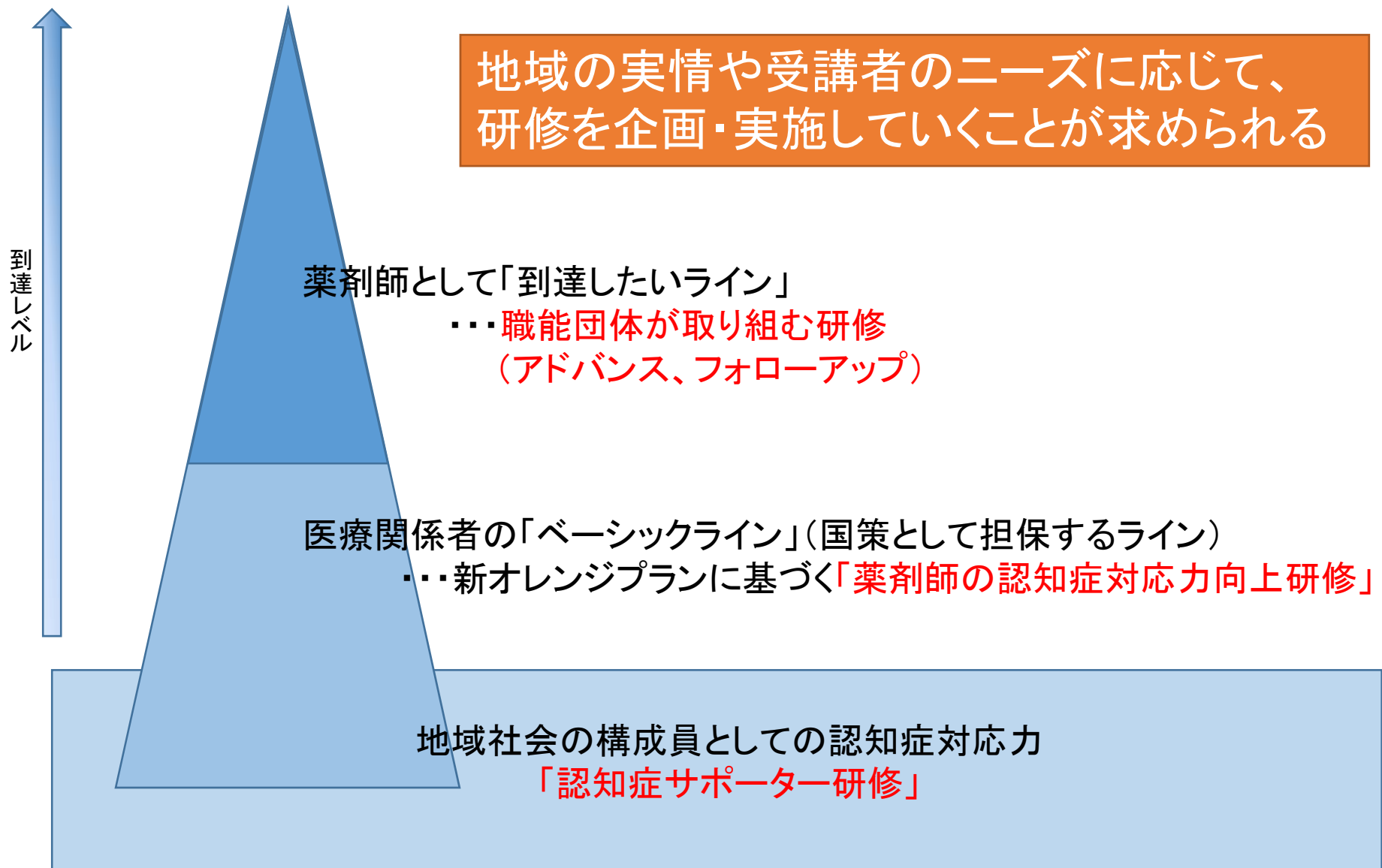
【認知症サポート医養成研修の受講者数(累計)】(目標引上げ)

現行プラン: 2017(平成29)年度末 4,000人 ⇒ 新プラン: 5,000人

【認知症初期集中支援チームの設置市町村数】(目標引上げ)

新プラン: 2018(平成30)年度からすべての市町村で実施

これからの認知症研修(イメージ)



薬剤師の認知症対応力研修 (都道府県事業)

- 平成28年度から地域医療介護総合確保基金のメニューに追加
 - ➡ 来年度の基金事業メニューで実施されるよう、都道府県と調整
- 認知症の特徴の理解や各専門職種に必要な基本的な対応を習得するための内容
 - ➡ 研修の実施に際しては、地域の実情や受講者のニーズに応じて、研修を企画するなどの工夫も考慮する
 - (注) 都道府県としては、本研修事業は必須であるため、内容の変更ではなくオプションメニューの追加等が考えられる
(都道府県と要調整)

組み合わせによる研修会の企画例(案)

研修の対象者に応じた研修会の企画例(案)

案1)

- 認知症者に接することが少なかった薬剤師や新人
- 日常業務で認知症者には接しているが、認知症対応研修の受講経験がなく体系的な学習の経験がない者が多い場合など
 薬剤師の認知症対応力向上研修
 + **認知症サポーター研修** を組み合わせた研修

案2)

- これまでに都道府県単位で認知症関連の研修を実施しており、多くの薬剤師が受講済である場合など
 薬剤師の認知症対応力向上研修
 + **アドバンス、フォローアップ研修** を組み合わせた研修

などが考えられる。

認知症サポーター研修

認知症サポーターとは

認知症サポーターとは、特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称です。

認知症サポーター養成講座について

- 認知症サポーター養成講座は、都道府県及び市町村の認知症対策窓口や高齢者支援を担当する課にて開催の受付を行っています。
- 開催には概ね10人以上(地域によって異なりますのでお問い合わせ下さい)の参加人員を集められる「地域住民・職域・学校・団体・企業などの従事者」であればどなたでも受講できます。受講料は無料です(特別な会場を使用する場合の料金は受講者側の負担です)
- 講座は、基本的には専用のテキストを使用し60～90分間を目安に行われます。

主な内容

1. 認知症とはどのようなものか
2. 認知症の症状について(中核症状と周辺症状)
3. 認知症の診断や治療について
4. 認知症予防について
5. 認知症の方に接する時の心構えと介護者の気持ちの理解について
6. 認知症サポーターにできることとは?

薬剤師の認知症対応力向上研修

目的

薬剤師が認知症の基本的な知識や、他職種との連携の重要性等を習得し、認知症者への薬学的管理や支援体制構築の担い手になること

実施要綱(概要)

- 実施主体は都道府県及び指定都市(但し、関係団体等に委託可)。
- 研修内容は、標準的なカリキュラムに基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。
- 認知症薬やその服薬管理に精通した薬剤師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体(薬剤師会)等に委託する場合には、当該団体と密接な連携を図る。
- 都道府県及び指定都市は、研修受講者の募集にあたっては、各都道府県薬剤師会、関係団体等の協力を得て行う。

実施上の工夫として、教材の内容に応じた講師が担当することが望ましい。

(推奨例)

I	基本編	導入・総論	講師：薬剤師
		認知症の病態・基本的知識	講師：医師
II	対応編		講師：薬剤師
III	制度編		講師：行政

アドバンス、フォローアップ研修

- 現在、日薬地域医療・保健委員会にて、アドバンス研修の内容について検討中。6月頃、研修ツールとして提供予定。
(グループワークなどを中心とした内容を想定)
- 病態や薬剤、制度等に関して、より濃い内容を希望する場合には、当該地域の医師や多職種、行政関係者等から講師を招聘するなどして対応されたい。

- 現在、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人又は予備群と言われ、更に増加することが見込まれる中で、**認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう環境整備を行っていくことが必要**。
- 「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)に基づき、早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護等の提供が図られる仕組みを構築するなど、**認知症高齢者等にやさしい地域づくり**を推進する。

[①②③の合計額]

平成27年度予算額 約48億円



平成28年度予算額 約82億円

主な認知症施策関連予算

①認知症に係る地域支援事業

28億円⇒57億円

(公費56億円) (公費113億円)

- ・認知症初期集中支援チームの設置(316か所→911か所)
- ・認知症地域支援推進員の設置等(580か所→1,094か所)

②認知症施策等総合支援事業

13億円⇒15億円

- ・認知症疾患医療センターの整備(366か所⇒433か所)
- ・認知症医療・介護連携の枠組み構築のためのモデル事業(新規)
- ・若年性認知症支援コーディネーターの設置の推進
- ・認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進 等

③認知症関係研究費等

7億円⇒11億円

- ・コホート研究の全国展開と疾患登録に基づくデータ等を活用して、有効な予防法、革新的な診断・治療法等の開発を進めるとともに、臨床研究の実施を支援する体制の整備を推進
- ・認知症に係る研究開発における国際連携の強化に向けた体制整備を推進(新規)

④地域医療介護総合確保基金事業(介護分)

483億円(公費724億円)の内数

- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護、権利擁護等に関する人材の確保
- (- 歯科医師・薬剤師及び看護職員の認知症対応力向上研修の実施(新規)
- 認知症介護基礎研修の実施(新規))

⑤医療・介護保険制度等

- ・医療・介護保険制度による医療・介護給付費等

※ 厚生労働省では、上記の医療・介護分野以外でも、介護者の仕事と介護の両立支援、ハローワークによる就労参加支援などにより、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進。

※ さらに、関係省庁においても、生活の支援(ソフト面)、生活しやすい環境(ハード面)の整備、就労・社会参加支援、安全確保等の観点から、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりのための施策が行われている。